

## 仁愛大学不正防止計画推進委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、公的研究費の管理・監査に関する規程第6条第4項、仁愛大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程第7条第2項、仁愛大学における研究インテグリティの確保に関する規程第6条に基づき、仁愛大学不正防止計画推進委員会の所掌事項及び運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公的研究費に関わる不正を発生させる要因の把握に関する事項
- (2) 公的研究費に関わる不正防止計画の策定・実施に関する事項
- (3) 不正行為に対応する研究倫理に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に関する事項
- (5) その他公的研究費の不正防止に関して学長が特に諮問した事項

### (委員会の構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学 長 (最高管理責任者)
- (2) 副学長 (教育・研究) (統括管理責任者)
- (3) 副学長 (企画・運営)
- (4) 研究科長 (コンプライアンス推進責任者 兼 研究倫理教育責任者)
- (5) 学部長 (コンプライアンス推進責任者 兼 研究倫理教育責任者)
- (6) 事務長 (コンプライアンス推進責任者 兼 研究倫理教育責任者)
- (7) 各学科から選出された教員 各1名
- (8) その他学長が指名した者

2 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

3 委員会に副委員長及び書記を各1名置き、委員長が指名した者をもって充てる。

### (委員長、副委員長及び書記の職務)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 書記は、会議の記録及び資料等の保存に努め、会議終了後速やかに委員会会議記録を作成し、学長に提出しなければならない。

### (委員以外の教職員の出席等)

第5条 委員長は、委員以外の教職員に委員会への出席、説明又は意見を求めることができる。

### (事務局)

第6条 委員会に関する事務的事項は、経理課が処理する。

### (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

## 附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 2 日から施行する。